

平成30年度 建築改修技術講習会 質問と回答

No.	質問	回答
1	指針表7.2.13 既存 改修の塗料の相性について表がない、EPなどについては、どう考えればよいでしょうか。	EPは、揮発乾燥形塗料になります。
2	P15 4.3.3 欠損部改修一般次項（コンクリート打ち放し仕上げ）[仕様書規定](b)(c)監督職員と協議のうえ工法変更を考えるということですが、工法変更の方法にはどういうものがありますか。具体的がいいですが、方向性か又は代替の規定があれば教えていただけますか。	例えば、「設計図書には、ポリマーセメントモルタル充填工法となっていたが、欠損部に深い箇所があったため、エポキシ樹脂モルタル充填に変更する」、「鉄筋腐食が激しいので、標準仕様書以外の改修工法に変更する」などです。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・防水：塩ビシート防水は指針、仕様書はどういう扱いになるか？ ・防水：外壁用塗膜防水に防水型複層塗材Eは入るか？ ・外壁：注入口付アンカーピンはモルタル浮に使えるのならタイルの浮に使えるのでは？（目地にピンを打てるのでは） ・塗装：RB種 特記なければ30%とあるが、この数字は積算に使うものか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩ビシートは、改修標仕5章[合成高分子系ルーフィングシート防水]になります。 ・防水型複層塗材Eは、仕上塗材[JIS A 6909(建築用仕上塗材)]の一種で、外壁用塗膜防水材[JIS A 6021(建築用塗膜防水材)]とは別になります。 ・標準仕様書のタイル浮き改修には、注入口付アンカーピンも規定されています。 ・特記仕様書に特記がなければ30%で積算されます。施工調査で大きな違いがあれば変更契約してください。
4	改修工事及び省エネ改修工事の積算費用を算定するために目安となるm ² 単価（坪単価）がまとめられた参考資料及び資料がありましたらご教示ください。	当センターには、積算の資料はございません。

5	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト使用建材等の事前確認の方法、又官公庁等への手続き申請について ・アスベスト含有建材等のかき落とし、穿孔、切断作業の留意事項、手順他 	<p>公共建築改修工事標準仕様書9章1節、建築改修工事監理指針9章1節、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）、建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（建築研究所、日本建築仕上材工業会）等を参考にしてください。</p>
6	<p>改修事例のご紹介（官民の実施例）：耐震改修では特に基礎杭等の工事、免震改修では各種基礎工事等</p>	<p>建築改修工事監理指針下巻8章28節の参考文献に基準改修の文献を示しています。</p> <p>また、（一社）日本免震構造協会 発行の「MENSHIN」には、免震改修事例が紹介されています。</p>
7	<p>仕様書・指針等に記載されていない工事を行う場合の基準について参考にすべき資料等があれば知りたいです。</p> <p>例えば、タテドイなどの塩ビ管を塗装改修する際の下地調整について</p>	<p>日本建築学会 書籍・資料一覧の「内外装工事・耐久・保全」に改修工事関連の書籍があります。https://www.aij.or.jp/books/categoryId/783/</p>
8	<p>①アスベスト分析について、JIS A 1481-1による方法がH31度標準に規定されるような動向はありますか？</p> <p>②注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法について、全箇所充填ではないことから、打診音が施工後もあまり変わらない部分が出てくると思うのですが、その後の保全改修についての判断目安等ありましたら教えてください。</p>	<p>①国交省にお問合せください。</p> <p>②診断方法については、「外壁タイル等落下物対策の推進について（建設省住指発第221号平成2年5月19日）の「剥落による災害防止のためのタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針」に記載されています。</p> <p>また、接着剤張りタイルについては、引張接着試験も加える「技術的助言」が今年5月23日に出されています。</p>
9	<p>あと施工アンカーの引張試験の400Nはわかりづらい N/Ot? 場合によっては40 or 4000に・・・</p>	<p>単位は、国際単位系（SI）に原則統一しています。概ね40kg程度です。</p>

10	<p>パワポ資料P24第7章塗装改修工事の滑膜判定試験により、塗膜が健全であれば劣化部分のみ除去(下地調整RB)となるかと思いますが、この考えは外壁改修に採用可能でしょうか？</p> <p>外壁等の下地調整（おそらくC-1かと思いますが）は程度の記載はなく全面数量とひろえば全面的な改修となってしまい、かといって外壁の劣化部の数量は設計の段階では、施工数量調査を行わない限りできません。</p>	<p>活膜判定試験は塗装用ですので、外壁改修は、建築改修工事監理指針上巻4章6節を参考にしてください。</p> <p>外壁の既存塗膜除去は特記がなければ仕上げ面全体になります。設計段階で範囲を限定できないのであれば、概数発注後の施工数量調査によって変更契約することになります。</p>
11	<p>標準仕様書（建築工事編）H28テキスト64ページ6節塗膜防水の主材料の中JIS A 6021の中にアクリルゴムが抜けています。その理由をお知らせください。アスベストと同じ様にPCBの問題で解体時の鉄骨塗装で表面化している</p>	<p>標準仕様書には、使用頻度の多い標準的に使用されるものを記載しています。アクリルゴム系は、主に外壁用に用いられるようです。</p>
12	<p>1.3.12の改修材等の空き缶等でも掲示が必要でしょうか？</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条6により、「金属くず」も産業廃棄物になります。</p>
13	<p>タイル工事において、タイル浮き部分（陶片除く）の面積は1か所当たり0.25m^2以上の処は張替えとなるのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウレタン防水と長尺シートを併用し、複合防水としてメーカーは品質保証しますが問題はないでしょうか？ 	<p>タイル部分張替工法は、「既存の下地モルタル等が有る場合、及び1か所当たりの張替面積が0.25m^2程度以下の場合に適用する」となっていますので、下地モルタルがあれば、必ずしも張替する必要はありません。工法の選定は、劣化状況等により柔軟に判断してください。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> ・5.1.3 持ち出し工法及びノンシール工法 ノンシール工法は外部足場が不要ですか。 ・塗膜防水においてアクリルウレタン吹き付け工法の規定はないでしょうか。 ・外壁改修 工場スレート外壁に金属等のかぶせ工法の規定はないでしょうか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンシール工法は、比較的小型な建具に用い、外部シーリング材の充填作業が省略できるので、外部足場は不要になります。 ・公共建築改修工事標準仕様書H28版では、アクリルウレタン吹き付け工法は採用されていません。 ・公共建築改修工事標準仕様書には規定がありません。建築改修工事監理指針上巻5章14節に「金属パネルによる外壁カバー工法」について簡単に触れています。

15	<p>テキストP35 スライドNo.34 8.23.3 既存部分の処理について、目 荒らしの処理は、既存塗膜を除去したうえではつりを行ったほうが 良いのでしょうか。それとも塗膜はそのまままで、はつっても良いの でしょうか。</p>	<p>既存部分と新設部分のコンクリートを一体とするため、既存塗膜、ほこ り、油等は除去する必要があります。</p>
----	---	---